

「霞が関版 20%ルール」の試行的実施について

1. 目的

環境省が、従来の取組の延長線上にとどまることなく真に必要なかつ効果的な分野へ大胆に政策資源の選択と集中を進める必要がある中、職員が、役所の外に積極的に出て、様々なステークホルダー、地域、家庭など社会との接点を持ちながら知見を深め、成長することを促しつつ、既存の課室等の枠にとらわれず職員が互いの信頼と自律（セルフコントロール）の下で社会のニーズに合った政策形成を実現していく、「ティール組織（進化型組織）」への転換を環境省として目指していく必要がある。

また、職員の価値観や働き方も多様化する中、徹底した業務効率化を進めつつ、職員の自律型キャリア形成の機会を創出していく必要がある。職員の自律と成長の結果は、組織のリソース拡大、ひいては社会変革を担うべき環境省の組織全体としての政策立案能力の最大化につながる。

このため、職員が自ら業務効率化に徹底的に取り組んだ上で、正規の勤務時間の一部（2割まで）を活用し、所属課室における担当業務以外の、環境政策の企画立案・実行に寄与する活動に、自らの発意により従事することを可能とし、その成果を省内に還元させる仕組みを構築する。

2. 対象職員

環境省で働く職員（地方環境事務所職員、他組織から環境省への出向者等を含む。）

3. 対象とする活動及び手続

環境政策の企画立案・実行に寄与する業務活動（これを支えるバックオフィス機能の向上に寄与する活動を含む。）を広く対象とし、所属課室の課室長等への届出により実施できることとする（該当する類型ごとに（1）から（3）までによる）。課室長等はこれを原則認めるが、当該職員及び課室の業務状況等を踏まえ、必要に応じ条件付け等を行うことができる。

（1）新規開拓型

新規の環境政策の立案や改善等環境政策の推進に資すると見こまれる自律的活動（役所の外での様々なステークホルダーとの対話・議論、学会・勉強会参加、政策研究等）に従事することが認められるもの。

環境省が、外部関係者との共創により社会のニーズにより適確に対応していくため、既存の業務の枠にとらわれないステークホルダーとの対話・議論の機会の確保、職員の専門性の向上、現場のリアルな感覚の獲得等を可能とするもの。

(2) タスクフォース型

大臣官房総合政策課を事務局とする「社会変革推進タスクフォース」の下、特に分野横断的な施策や個別の課室で取り組みにくい新分野に関し、省全体の戦略的方向性を踏まえて取り組むべきテーマを随時職員からの公募により採択（又は組織として決定）し、テーマごとに構築されたタスクフォースへの職員の自発的な参加等を得て、機動的・自律的な政策を企画立案・実行を可能とするもの。

取り組むべきテーマと参加職員の募集を定期的に行い、20%ルールを活用してのタスクフォース活動を希望する職員は、所属課室の課室長等に届け出た上で、これに応募する。

(3) 省内副業型

所属課室の壁を超えた職員の活躍の機会を増やすため、職員が、自部署以外の特定の課室等（省内副業先）が所管する分野の業務に従事するもの。

希望する職員は、所属課室の課室長等に届け出るとともに、省内副業先の課室長等（以下「副業先課室長等」という。）から当該業務の内容について同意を得た上で、省内副業先の業務に従事することができる。また、当該業務の実施に当たっては副業先課室長等の指示に従うものとし、当該業務の実施状況は定期的に省内副業先部署に共有する。当該職員が副業先課室長等の指示に従わない場合は、副業先課室長等は、前述の同意を取り消すことができる。

4. 業務の縮減・削減、活動時間の捻出等

活動のための時間は、徹底的な業務効率化等により職員が自ら捻出する。他方、所属課室の課室長等は、部下職員が20%ルールでの活動時間を捻出できるよう、率先して不要業務の見直し、作業工数の削減等の業務効率化を行う。

ただし、本ルールの適用は省内各課室等の担当業務との調和を旨として行われなければならない。担当業務との主従の逆転や、周囲の他の職員、とりわけ研修生・専門調査員にしわ寄せがいくことが決してないよう、20%ルールを活用する者はこの基本をよく理解し、実践するとともに、課室長等は、この点を厳しく監督することとし、必要に応じて、20%ルールを活用する職員への指導等を行うものとする。

また、そもそも超過勤務が常態化している当省の現状を踏まえ、課室長等は、健康管理の観点から、20%ルールの実施を含めた当該職員の業務が過度な負担とならないように適切なマネジメントを行う。

5. 対外的活動に当たっての留意点

20%ルールの特許の下での活動は、必ずしも組織の見解を代表して行われるものではない。このため、20%ルールの特許の下で対外的活動を行う場合は、組織の見解か否か等を明確にして活動を行うなど、省外の者から見て、環境省としての公正な職務の執行の観点から疑惑や不信を招かないか等、常に意識して活動する。

また、国家公務員倫理法に違反する行為が認められないことはもちろん、(省外での)「兼業」に該当する行為に対する制限等が、20%ルールの導入により緩和されるものではない。

6. 試行期間後の見直し等

試行期間は令和2年10月30日から令和2年度末までとし、20%ルールの適用による職員の活動事例を具体的に形成することを目指す。その活動結果や試行期間中に生じた課題等について秘書課において整理し、これを踏まえて令和3年度前半に本格実施する。